

女性のためのアジア平和国民基金

第1回理事会

平成7年7月

女性のためのアジア平和国民基金役員会

議 事 次 第

平成 7 年 7 月 1 9 日

キャピタル東急ホテル

- (1) 開 会
- (2) 定款・役員の設定について
- (3) 第 1 号議案 理事長及び理事長代行の互選について
- (4) 第 2 号議案 内部規則の設定について
- (5) 第 3 号議案 平成 7 年度事業計画、収支予算について
- (6) 第 4 号議案 女性のためのアジア平和友好活動広報事業費等補助金の申請について
- (7) 第 5 号議案 運営審議会委員の推薦について
- (8) その他
- (9) 閉 会

定款の概要

I 総則

- 1 名称 女性のためのアジア平和国民基金（略称：アジア女性基金）
- 2 事務所 港区赤坂2-17-42
- 3 目的
 - ① 国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、
 - ② もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする。
- 4 業務
目的達成のため、国内外において次の事業を行う。
 - (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
 - (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
 - (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又は支援
 - (4) 名誉や尊厳を侵害された女性に対する医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等のための事業の実施又はその支援
 - (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態若しくは女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究又はその支援
 - (6) 本団体の法人化のために必要な業務
 - (7) その他本団体の目的を達成するために必要な事業

II 財産・会計

- 1 財産構成・種別
- 2 財産管理
- 3 基本財産処分の制限（理事会、評議員会、官庁）
- 4 事業計画・収支予算
- 5 暫定予算
- 6 会計区分
- 7 事業報告・収支決算
- 8 長期借入金、義務負担・権利放棄の制限
- 9 会計年度（4月1日～3月31日）

III 役員

- 1 理事 6人～12人
監事 1人～3人
（理事互選により理事長、理事長代行を選任）
- 2 任期2年、再任可（解任あり）
- 3 役員無報酬（費用弁償）

IV 理事会

- 1 定例理事会（年2回）＋臨時理事会
- 2 招集・議長＝理事長
- 3 過半数（書面表決・代理表決を含む）で意思決定（特別な場合は3分の2等）
- 4 議事録作成

V 評議員・評議員会

- 1 評議員 6人～12人
- 2 任期2年、再任可（解任あり）
- 3 無報酬（費用弁償）
- 4 評議員会は、役員選任等のほか、理事長の諮問に応じて審議助言
- 5 招集＝理事長、議長＝互選
- 6 過半数（書面表決・代理表決を含む）で意思決定（特別な場合は3分の2等）
- 7 議事録作成

VI 運営審議会

- 1 運営審議会委員（理事2人以内、識見ある者5人～10人）
- 2 招集＝理事長、互選により委員長を選任
- 3 理事出席可
- 4 議事録作成
- 5 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業運営に関する重要事項について審議、助言
- 6 他の事項は理事会議決

VII 定款の変更・解散

- 1 定款変更手続
- 2 解散（①財団法人女性のためのアジア平和友好基金の設立、②その他）
- 3 残余財産（①の場合は財団に帰属、②の場合は類似目的団体に寄附）

VIII 事務局

- 1 事務局長、職員は理事長が任命
- 2 組織・運営規則
- 3 備付け書類
- 4 その他規定は理事会議決を経て理事長が別に定める。

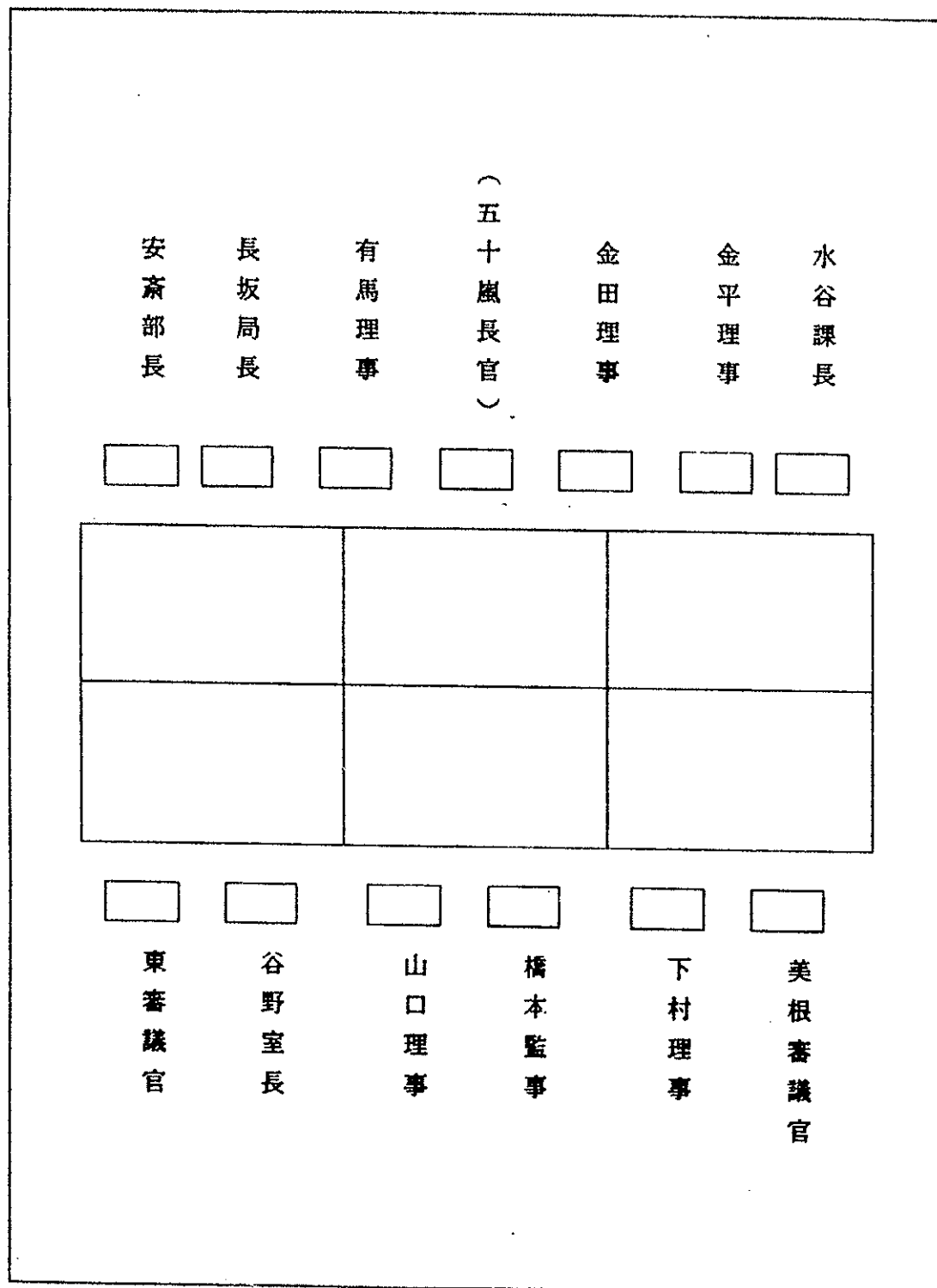
〔附則事項〕

- (1) 理事・監事は、別表で定め、任期は財団法人化時まで
- (2) 当分の間、評議員会を置かず、役員の任命は理事会が代行
- (3) 内閣総理大臣官房外政審議室長の指導又は同室長への連絡を行う。
- (4) 財団法人化に努力
- (5) 会計年度の特則等必要な定め

女性のためのアジア平和国民基金第1回理事会着席図

平成7年7月19日

〒110 東京都千代田区末広の間



〔第3号議案の1〕

平成7年度事業計画（案）

第1 方針

本基金は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由な社会の構築とアジア地域を始めとする世界の友好に寄与することを方針とする。

第2 事業計画

- (1) 女性アジア平和友好活動広報事業費等補助金による女性のためのアジア平和国民基金事業に関するキャンペーンの実施
- (2) 「女性のためのアジア平和国民基金」への助成・寄附金の募集
- (3) 元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (4) 女性の名誉と尊厳を守るために行われる事業の実施
- (5) 本団体の法人化
- (6) その他本団体の目的のために必要な事業の実施

〔第3号議案の2〕

平成7年度収支計画（案）

平成7年4月1日から平成8年3月31日まで

1 収支計画（予算）

団体名 女性のためのアジア平和国民基金 （単位：千円）

収 入			支 出				
科目	区分	計 画 額	備 考	科目	区分	計 画 額	備 考
(一般会計) 女性アジア平和友好活動 広報事業費等補助金		481,485	(平成7年度女性アジア平和友好活動広 報事業費等補助金を申請)	(一般会計) 一 般 事 務 費		41,978	
その他	未 定			人 件 費		14,346	
				諸 謝 金		11,718	
				庁 費		15,914	
				運 宮 審 議 会 経 費		12,646	
				諸 謝 金		6,372	
				庁 費		6,274	
				キャンペーン関連事務費		7,789	
				海外事情調査費		5,929	
				キャンペーン事業費		413,143	
				予 備 費		未 定	
				小 計		未 定	
(女性のためのアジア平和国 民基金特別会計) 国民的な助成・募金	未 定			(女性のためのアジア平和国 民基金特別会計) 元従軍慰安婦への国民 的償いを表す事業 女性の名誉と尊厳を守 るための事業特別会計 へ繰入		未 定	
(女性の名誉と尊厳を守るた めの事業特別会計) 女性のためのアジア平 和国民基金特別会計か らの繰入	未 定					未 定	
その他	未 定			(女性の名誉と尊厳を守るた めの事業特別会計) 女性の名誉と尊厳を守 るための事業		未 定	
合 計	未 定			合 計		未 定	

〔借入限度額〕 短期借入金 60,000千円以内

2 基本財産（又は基金）の調達計画 （単位：千円）

調達先	年度	平成7年度
寄附等		未 定

アジア女性基金運営審議会委員リスト

(敬称略、五十音順)

饗庭孝典	杏林大学教授
有馬真喜子	ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表
岡本行夫	国際コンサルタント
高崎宗司	津田塾大学教授
中島滋	全日本自治団体労働組合国際局長
野中邦子	弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長
橋本ヒロ子	ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会) 事務局 農村都市開発部開発と女性課
林陽子	弁護士
横田洋三	東京大学教授

議 事 事 項

平成7年6月29日(木)

於) 赤坂アネックス

1 定款について

- 資料1の定款による設立のための準備を行う。

2 準備作業を執行する者について

- 事業準備に関し、団体を代表して作業を執行する者は、長坂 明氏(女性のためのアジア平和友好基金事務局長)とする。

3 準備作業執行のための内規について

- 事務処理規則、就業規則、会計処理規則(資料2)について、暫定する。

4 事業計画・収支予算について

- 資料3の事業計画・収支予算を念頭に準備事業を進める。

5 借入金について

- 事業実施準備のための短期借入金(60百万円以内)の借入れを行う。

6 補助金申請準備について

- 女性のためのアジア平和友好活動広報事業費等補助金(481百万円)の申請準備を行う。

女性のためのアジア平和友好基金定款 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、女性のためのアジア平和友好基金と称する。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を東京都港区赤坂2丁目17番42号に置く。

2 本団体は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本団体は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、国内外において、次の事業を行う。

- (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
- (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
- (4) 名誉や尊厳を侵害された女性に対する医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等のための事業の実施又はその支援
- (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態若しくは女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究又はその支援
- (6) 本団体の法人化のために必要な業務
- (7) その他本団体の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本団体の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本団体の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本団体の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本基金の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を処分し、担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本団体の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本団体の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(会計区分)

第12条 本団体は、一般会計のほか、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、理事会においてやむを得ないと認める場合を除き、第10条の予算に計上しなければならない。

3 第1項の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 本団体の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第14条 本団体が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議

決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本団体が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本団体に、次の役員を置く。

理事 6人以上12人以内

監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(役員の選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長及び理事長代行を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事を複数置く場合は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員の職務)

第19条 理事長は、本団体を代表し、その業務を掌理する。

2 理事長代行は、理事長が欠けている時その他理事長に事故ある場合、その職

務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本団体の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、特別の事情がある場合は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、本団体の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することが

することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本団体に、評議員6人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この定款に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 運営審議会

(運営審議会の設置等)

第34条 本団体に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する次の委員から構成する。

(1) 理事のうち 2人

(2) 識見の高い者 5人以上10人以内

3 運営審議会の委員は、互選により委員長を選任する。

(運営審議会の任務)

第35条 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、この団体の行う事業の運営に関する重要事項について審議し、助言を行う。

(運営審議会の運営)

第36条 運営審議会は、理事長の要請により会議を開く。

2 運営審議会の会議の議長は、委員長が行う。

3 理事は、運営審議会の会議に出席し、必要な説明を行うことができる。

4 運営審議会が会議を開いたときは、議事録を作成する。この議事録には、第

31条の規定を準用する。

5 運営審議会の会議は、これを公開しない。

(必要な事項に関する定め)

第37条 前3条に定めるもののほか、運営審議会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本団体は、次の場合に解散する。

- (1) 本団体の寄付行為による財団法人女性のためのアジア平和友好基金の設立が主務官庁により許可されたとき。
- (2) 理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得たとき。

(残余財産の処分)

第40条 本団体が解散した場合の残余財産の処分は、次による。

- (1) 本団体が前条第1号の定めにより解散したときに有する残余財産は、財団法人女性のためのアジア平和友好基金に帰属せしめる。
- (2) 本団体が前条第2号の定めにより解散したときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本基金と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 本団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第42条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 定款に定める機関の議事に関する書類

(4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、本団体の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、設立発起人会による本団体の設立の日（平成7年6月29日）から施行する。

2 本団体の設立当初の理事及び監事は、第18条（理事の選任等）第1項の規定に関わらず、別表のとおりとし、その任期は、第20条（理事の任期）第1項の規定に関わらず、平成9年3月31日又は本団体が法人としての設立許可を得た日のいずれか早い日までとする。

3 第32条（評議員）及び第33条（評議員会）の規定に関わらず、本団体には、当分の間、評議員及び評議員会を置かないことができる。

4 評議員会が置かれるまでの間は、第8条（基本財産の処分）、第10条（事業

計画及び予算)、第13条(事業報告及び決算)、第14条(長期借入金)、第15条(義務の負担及び権利の放棄)、19条(役員の職務)第5項、第21条(役員の解任)に定める評議員会の同意はこれを要しないものとする。

5 評議員会が置かれるまでの間においては、第18条(役員の選任等)第1項の適用に当たっては、「評議員会」とあるのを「理事会」と読み替えるものとする。

6 本基金の設立初年度の会計年度は、第16条(会計年度)の規定に関わらず、設立の日から、平成8年3月31日又は本団体が法人としての設立許可を得た日のどちらか早い日までとする。また、本団体の最初の事業計画及び収支予算は、第10条(事業計画及び収支予算)の規定に関わらず、本団体の設立後速やかに作成する。

7 本団体の最初の理事会の開催については、第25条(理事会の種類及び開催)及び第26条(理事会の招集)の規定に関わらず、設立発起人の定めるところによる。

8 第8条(基本財産の処分)、第14条(長期借入金)、第15条(義務の負担及び権利の放棄)、第38条(定款の変更)、第39条(解散)2号及び第40条(残余財産の処分)2号において主務官庁の許可又は承認を得ることとは、事前に、内閣総理大臣官房外政審議室長又はその指定する者に対して願い出て、当該事項に関して指導を受けることをいい、また、第10条(事業計画及び収支予算)、第13条(事業報告及び収支決算)、第18条(役員の選任等)第6項及び第19条(役員の職務)第4項において主務官庁への届け出又は報告をすることとは、内閣総理大臣官房外政審議室長又はその指定する者に対して当該事項を連絡することをいうものとする。

9 本団体は、可能な限り早急に、財団法人としての設立許可を得るべく努めるものとする。

女性のためのアジア平和友好基金就業規則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、女性のためのアジア平和友好基金定款第41条第4項の規定に基づき、本基金の職員の就業について必要な事項を定め、適正な勤務の確保及び職員の身分の安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、本団体に常時勤務する職員に適用する。

2 常時勤務する職員以外の者の就業に関しては、別に定めるもののほかこの規則を準用する。

（サービスの原則）

第3条 職員は、本基金設立の趣旨にのっとり、法令、定款及びこれに基づく規則等を遵守し、上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

（禁止事項）

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本団体の名誉を毀損し、又は利益を害すること。
- (2) 職員は、職務上知り得た秘密を洩らすこと。その職を退いた後も、また同様とする。ただし、法令により証人、鑑定人等となり、これらの事項を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。
- (3) 理事長の許可を受けないで他の業務に就くこと。
- (4) 業務上必要がある場合のほか、基金の名称又は自己の職名を使用すること。
- (5) 本団体の秩序又は職場規律をみだすこと。

第2章 採用

（職員の採用）

第5条 職員の採用は、選考により行う。

- 2 前項の選考は、その者の成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。
- 3 職員になろうとする者は、次の各号に掲げる書面を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 自筆による履歴書（写真貼付のもの）
 - (2) 健康診断書
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 前各号のほか理事長が必要と認める書類
- 4 職員の採用は、理事長が辞令を交付することによって行う。

(書類の提出)

第6条 職員として採用された者は、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

- (1) 身上書
- (2) 厚生年金保険等被保険者証
- (3) 所得税控除申告書又は前歴先の所得税源泉徴収票
- (4) 扶養手当受給申請書
- (5) 戸籍抄本又は住民票の写し
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の書類の記載事項に異動があった場合は、その都度遅滞なく届け出なければならない。

第3章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

第7条 職員の就業時間は、次のとおりとする。ただし、業務若しくは勤務条件の特殊性又は季節的事情により本条の規定により難しいときは、理事長が別に定めることができる。

(1) 就業

始業 午前 9時30分

終業 午後 5時45分

(2) 休憩時間 午前12時15分から午後1時までの45分間とする。

(休日)

第8条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末及び年始(12月29日から1月3日)
- (4) 前各号に掲げるほか、理事長が特に指定する日

(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 業務上必要あるときは、前2条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。

(有給休暇)

第10条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間に20日間の年次有給休暇を受けることができる。ただし、年の途中で採用した者の年次有給休暇の日数は次表に定めるとおりとする。

採用した月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
休暇日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

2 前項の年次有給休暇に残日数がある場合は、10日を限度として翌年に限り繰り越すことができる。

3 職員は、年次有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ時期を明示して上司に届け出、承

認を受けるものとする。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに承認を受けるものとする。

4 前項の場合において、本団体の業務のため必要と認められるときは、年次有給休暇の時期を変更する場合がある。

5 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に必要が認められるときは、1時間を単位とすることができる。

(特別休暇)

第11条 職員は、前条に規定する年次有給休暇のほか、次に掲げる事由に該当する場合に、当該事由ごとに定められた期間につき、特別休暇を受けることができる。

事 由	期 間
(1) 本人が結婚するとき。	5日
(2) 配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が死亡した場合	10日
(3) 父母が死亡した場合	7日
(4) 子が死亡した場合	5日
(5) 祖父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡した場合	3日
(6) 三親等以内の親族（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母を除く。）が死亡した場合	1日
(7) 父母の祭日	1日
(8) 本人が出産する場合	出産予定日前6週間 及び出産後8週間
(9) 実子が結婚する場合	3日
(10) 災害の発生、不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由がある場合	必要と認められる期間
(11) 職員が負傷し、又は疾病にかかった場合	医師の診断書又は証明に基づき必要と認められる期間
(12) 夏季休暇	3日

2 前項の場合において、葬祭のため遠隔の地に旅行する必要があるときは、これに要した時間を特別休暇の時間に加算することができる。

3 職員は、特別休暇を受けようとする場合は、あらかじめその事由及び期間を明示して上司に届け出、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに承認を受けるものとする。

(出勤等)

第12条 職員は、出勤したときは、本人自ら出勤簿に押印しなければならない。

(出張)

第13条 職員は、業務のため必要あるときは出張を命ぜられることがある。

2 出張に関する手続き及び出張旅費については、理事長が別に定める。

第4章 給与

(給与)

第14条 職員の給与は、理事長が別に定めるところにより、これを支給する。

第5章 休職、退職及び解雇

(休職)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職とする。

- (1) 業務外の傷病により欠勤し、3か月を経過しても治癒しないとき。
- (2) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (3) 前各号のほか、特別の事情により休職させることが適当であるとき。

(休職の期間)

第16条 前条による休職の期間は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 前条第1号の場合 | 1年(結核性疾患の場合は2年) |
| (2) 前条第2号の場合 | 判決確定の日まで |
| (3) 前条第3号の場合 | その必要な期間 |

(復職)

第17条 休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。ただし、旧職務と異なる職務に配置することがある。

(育児休業)

第18条 職員の育児休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)及び人事院規則19-0を準用する。

(一般退職)

第19条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 休職を命ぜられた者が復職させられずに休職期間が満了したとき。

(退職願の提出)

第20条 職員が退職しようとする場合は、30日前に理事長に退職願を提出しなければならない。

2 職員は、退職を願い出たのち、退職について承認があるまでは、従前のとおり勤務しなければならない。

(解雇)

第21条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給して解雇する。

- (1) やむを得ない業務の都合による場合
- (2) 精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められる場合
- (3) 勤務成績又は能率が不良で就業に適しないと認められる場合

(解雇制限)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休養する期間
- (2) 産前産後の女子が休養する期間（産前6週間産後8週間）

(定年退職)

第23条 職員の定年は満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

- 2 業務上の都合により特に必要があると認めた者については、前項の規定にかかわらず延長することがある。

(退職手当)

第24条 職員が退職し、又は解雇されたときは、原則として、退職手当は支給しない。ただし、勤続が長期にわたる者、特に功績のある者等であって理事長が認めた者については、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの理事長が認めた者には、理事長が別に定めるところにより、退職手当を支給する。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第25条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、表彰するものとする。

- (1) 勤続10年以上の者
 - (2) 勤務成績が特に優秀で他の模範となる者
 - (3) 業務に関し有効適切な工夫をなし、業務能率の増進に寄与した者
 - (4) 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者
 - (5) その他表彰することを適当と認めた者
- 2 前項の表彰は、賞状のほか記念品等を授与して行うものとする。

(懲戒)

第26条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、減給又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 重要な経歴を偽り、その他不正手段によって就職した場合
- (2) 本規則に違反した場合
- (3) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 職員として、ふさわしくない非行のあった場合
- (5) 故意又は過失により基金に著しい損害を与えた場合

- (6) 協会の名誉、信用を傷つけた場合
- (7) 前各号に準ずる程度の不都合のあった場合
- 2 前項の懲戒は、その事由に従い、次のとおりとする。

- (1) 戒 告 始末書をとり戒告する。
- (2) 減 給 労働基準法第91条に定める制限の範囲内において給与を減額する。
- (3) 懲戒解雇 予告なしに解雇する。

第7章 雑則

(健康診断)

第27条 職員は、本団体が毎年定期に行う健康診断を受けなければならない。

(火災予防等)

第28条 職員は、火災盗難等の予防に留意するとともに、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとり、直ちにその旨を担当者等に連絡し、その被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

(災害補償及び業務外の傷病扶助)

第29条 職員が業務上の理由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合、労働基準法の定めるところに従い、必要な療養を行い、必要な治療費を支給する。

- 2 職員が、業務上の理由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治癒した場合において、なお、身体に障害が存する場合、労働基準法の定めるところに従い、障害補償を行う。
- 3 職員が、業務上の理由又は通勤により死亡した場合、労働基準法の定めるところに従い、遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して遺族補償を行い、葬祭を行う者に対しては葬祭料を支払う。

(損害賠償)

第30条 職員が故意又は過失によって本基金に損害を与えた場合には、第26条の規定により懲戒を行うほか、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(細則)

第31条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年6月29日から適用する。
- 2 本団体の設立年において採用された者の設立の年における年次有給休暇の上限は、第10条の規定に関わらず、次のとおりとする。

採用した月	6	7	8	9	10	11	12
休暇日数	8	8	7	5	3	2	0

女性のためのアジア平和国民基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、女性のためのアジア平和国民基金と称する。

(事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を東京都港区赤坂2丁目17番42号に置く。

2 本団体は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本団体は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、国内外において、次の事業を行う。

- (1) 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発
- (2) いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (3) 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援
- (4) 名誉や尊厳を侵害された女性に対する医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等のための事業の実施又はその支援
- (5) 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態若しくは女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究又はその支援
- (6) 本団体の法人化のために必要な業務
- (7) その他本団体の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本団体の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本団体の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本団体の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本基金の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在の数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を処分し、担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本団体の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第10条 本団体の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

（会計区分）

第12条 本団体は、一般会計のほか、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、理事会においてやむを得ないと認める場合を除き、第10条の予算に計上しなければならない。

3 第1項の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第13条 本団体の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

（長期借入金）

第14条 本団体が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議

決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本団体が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本団体に、次の役員を置く。

理事 6人以上12人以内

監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長及び理事長代行を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事を複数置く場合は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員の職務)

第19条 理事長は、本団体を代表し、その業務を掌理する。

2 理事長代行は、理事長が欠けている時その他理事長に事故ある場合、その職

務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本団体の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員は無給とする。ただし、特別の事情がある場合は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第23条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、本団体の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することが

することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本団体に、評議員6人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この定款に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 運営審議会

(運営審議会の設置等)

第34条 本団体に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する次の委員から構成する。
 - (1) 理事のうち 2人以内
 - (2) 識見の高い者 5人以上10人以内
- 3 運営審議会の委員は、互選により委員長を選任する。

(運営審議会の任務)

第35条 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、この団体の行う事業の運営に関する重要事項について審議し、助言を行う。

(運営審議会の運営)

第36条 運営審議会は、理事長の要請により会議を開く。

- 2 運営審議会の会議の議長は、委員長が行う。
- 3 理事は、運営審議会の会議に出席し、必要な説明を行うことができる。
- 4 運営審議会が会議を開いたときは、議事録を作成する。この議事録には、第

31条の規定を準用する。

5 運営審議会の会議は、これを公開しない。

(必要な事項に関する定め)

第37条 前3条に定めるもののほか、運営審議会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本団体は、次の場合に解散する。

- (1) 本団体の寄付行為による財団法人女性のためのアジア平和^{国際}友好基金の設立が主務官庁により許可されたとき。
- (2) 理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得たとき。

(残余財産の処分)

第40条 本団体が解散した場合の残余財産の処分は、次による。

- (1) 本団体が前条第1号の定めにより解散したときに有する残余財産は、財団法人女性のためのアジア平和^{国際}友好基金に帰属せしめる。
- (2) 本団体が前条第2号の定めにより解散したときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本基金と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 本団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第42条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 定款に定める機関の議事に関する書類

(4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、本団体の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、設立発起人会による本団体の設立の日（平成7年 月 日）から施行する。

2 本団体の設立当初の理事及び監事は、第18条（理事の選任等）第1項の規定に関わらず、別表のとおりとし、その任期は、第20条（理事の任期）第1項の規定に関わらず、平成9年3月31日又は本団体が法人としての設立許可を得た日のいずれか早い日までとする。

3 第32条（評議員）及び第33条（評議員会）の規定に関わらず、本団体には、当分の間、評議員及び評議員会を置かないことができる。

4 評議員会が置かれるまでの間は、第8条（基本財産の処分）、第10条（事業

計画及び予算)、第13条(事業報告及び決算)、第14条(長期借入金)、第15条(義務の負担及び権利の放棄)、19条(役員の職務)第5項、第21条(役員の解任)に定める評議員会の同意はこれを要しないものとする。

5 評議員会が置かれるまでの間においては、第18条(役員の選任等)第1項の適用に当たっては、「評議員会」とあるのを「理事会」と読み替えるものとする。

6 本基金の設立初年度の会計年度は、第16条(会計年度)の規定に関わらず、設立の日から、平成8年3月31日又は本団体が法人としての設立許可を得た日のどちらか早い日までとする。また、本団体の最初の事業計画及び収支予算は、第10条(事業計画及び収支予算)の規定に関わらず、本団体の設立後速やかに作成する。

7 本団体の最初の理事会の開催については、第25条(理事会の種類及び開催)及び第26条(理事会の招集)の規定に関わらず、設立発起人の定めるところによる。

8 第8条(基本財産の処分)、第14条(長期借入金)、第15条(義務の負担及び権利の放棄)、第38条(定款の変更)、第39条(解散)2号及び第40条(残余財産の処分)2号において主務官庁の許可又は承認を得ることとは、事前に、内閣総理大臣官房外政審議室長対して願い出て、当該事項に関して指導を受けることをいい、また、第10条(事業計画及び収支予算)、第13条(事業報告及び収支決算)、第18条(役員の選任等)第6項及び第19条(役員の職務)第4項において主務官庁への届け出又は報告をすることとは、内閣総理大臣官房外政審議室長に対して当該事項を連絡することをいうものとする。

9 本団体は、可能な限り早急に、財団法人としての設立許可を得るべく努めるものとする。

女性のためのアジア平和国民基金事務処理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、女性のためのアジア平和^{国民}基金定款第41条第4項の規定に基づき、本団体の事務処理の基準を定め、適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局の組織)

第2条 本団体の事務局に総務部、業務第一部及び業務第二部を置く。

2 部の名称及び分掌事務は、別表第一に定めるとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、部長のほか所要の職員を置く。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けているときは、事務局次長がその職務を行う。

(職員の職務権限)

第5条 部長は、それぞれの部の事務を掌理する。

(職員の任免及び職務の指定)

第6条 職員の任免及び職務の指定は、理事長が行う。

第3章 事務処理

(文書による処理)

第7条 事務の処理は、文書又は磁気媒体によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第8条 事務は、担当者が立案し、当該部長を経て、事務局長の承認を受けて施行する。ただし、重要な事務は、文書により理事長の決裁を経なければならない。

2 理事長及び事務局長の決裁を要する文書は、すべて総務部を経由しなければならない。

(緊急を要する事務の決裁)

第9条 緊急を要する事務で重要でないものは、当該部長の承認を得て処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長の事後承認を得なければならない。

(代決)

第10条 理事長又は事務局長が出張その他の事故による不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、事務局次長又は決裁権者のあらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代決した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(帳簿)

第11条 文書の取扱いに必要な簿冊として次の帳簿を備えるものとする。

(1) 文書受付簿

(2) 文書発送簿

(3) 文書件名簿

2 帳簿は、年度ごとに更新するものとする。

(文書記号等)

第12条 受付文書及び施行文書は、記号及び番号を付さなければならない。

2 記号は、別表第二に定めるところによるものとし、番号は記号ごとに毎年4月1日をもって更新する。ただし、同一事案に関するものは、同一番号の枝番号を用いることができる。

(文書の受付)

第13条 本基金に到達した文書は、すべて総務部において収受し、文書受付簿に必要事項を記載しなければならない。

(文書の発送)

第14条 発送文書の成案は、総務部において浄書押印し、文書発送簿に必要事項を記載した上、遅滞なく発送しなければならない。

(文書の整理保存)

第15条 事務の処理が終わった文書(以下「完結文書」という。)は、完結月日の順に整理し、かつ、文書件名簿に記載し、前年度の完結文書は、各題目別に整理保存する。この場合において、この規則又は別に定めるところにより、文書により保存することを必要とするもの以外は磁気媒体により整理保存することができる。

(文書の保存期間)

第16条 文書の保存科目及び保存期間は、次による。

永久保存

- (1) 定款(財団法人としての設立許可後の設立許可書)
- (2) 理事会及び評議員会に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 財産に関する書類
- (6) 契約に関する書類

10年保存

- (1) 役員に関する書類
- (2) 会計諸帳簿及び書類
- (3) 重要な調査に関する書類
- (4) 証明に関する書類

5年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) 文書收受発送に関する書類
- (3) その他の書類

第4章 資産及び会計

(会計処理)

第17条 本団体の資産及び会計処理に関しては、別に定める。

第6章 雑則

(細則)

第18条 この規則に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、団体の設立の日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、事務局に置かれる部は総務部及び業務部の二とし、その分掌は、総務部においては別表第一に掲げる総務部の事務を、業務部においては別表第二に掲げる業務第一部及び業務第二部の事務をそれぞれ分掌するものとする。

別表第一（第2条関係）

部	分 掌 事 務
総 務 部	① 理事会等に関すること ② 文書に関すること ③ 職員の人事に関すること ④ 事務局の組織に関すること ⑤ 渉外に関すること ⑥ 予算及び決算に関すること ⑦ 資金計画及び資金操作に関すること ⑧ 収入及び支出の命令に関すること ⑨ 契約に関すること ⑩ 金銭及び物品の出納保管に関すること ⑪ 他の部の所掌に属さないこと
業務第一部	① 運営審議会に関すること ② いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施に関すること ③ 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援に関すること ④ 名誉や尊厳を侵害された女性に対する医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等のための事業の実施又はその支援に関すること ⑤ その他基金の事業に関することで、業務第二部の所掌に属しないこと
業務第二部	① 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発に関すること ② 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態若しくは女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究又はその支援に関すること

別表第二（第12条関係）

区 分	記 号
業務第一部及び業務第二部の所掌に関する文書	基業
その他の文書	基総

女性のためのアジア平和国民基金就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、女性のためのアジア平和^(国民)友好基金定款第41条第4項の規定に基づき、本基金の職員の就業について必要な事項を定め、適正な勤務の確保及び職員の身分の安定を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本団体に常時勤務する職員に適用する。

2 常時勤務する職員以外の者の就業に関しては、別に定めるもののほかこの規則を準用する。

(服務の原則)

第3条 職員は、本基金設立の趣旨にのっとり、法令、定款及びこれに基づく規則等を遵守し、上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本団体の名誉を毀損し、又は利益を害すること。
- (2) 職員は、職務上知り得た秘密を洩らすこと。その職を退いた後も、また同様とする。ただし、法令により証人、鑑定人等となり、これらの事項を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。
- (3) 理事長の許可を受けないで他の業務に就くこと。
- (4) 業務上必要がある場合のほか、基金の名称又は自己の職名を使用すること。
- (5) 本団体の秩序又は職場規律をみだすこと。

第2章 採用

(職員の採用)

第5条 職員の採用は、選考により行う。

2 前項の選考は、その者の成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

3 職員になろうとする者は、次の各号に掲げる書面を理事長に提出しなければならない。

- (1) 自筆による履歴書(写真貼付のもの)
- (2) 健康診断書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 前各号のほか理事長が必要と認める書類

4 職員の採用は、理事長が辞令を交付することによって行う。

(書類の提出)

第6条 職員として採用された者は、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

- (1) 身上書
- (2) 厚生年金保険等被保険者証
- (3) 所得税控除申告書又は前歴先の所得税源泉徴収票
- (4) 扶養手当受給申請書
- (5) 戸籍抄本又は住民票の写し
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の書類の記載事項に異動があった場合は、その都度遅滞なく届け出なければならない。

第3章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

第7条 職員の就業時間は、次のとおりとする。ただし、業務若しくは勤務条件の特殊性又は季節的事情により本条の規定により難しいときは、理事長が別に定めることができる。

(1) 就業

始業 午前 9時30分

終業 午後 5時45分

(2) 休憩時間 午前12時15分から午後1時までの45分間とする。

(休日)

第8条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末及び年始(12月29日から1月3日)
- (4) 前各号に掲げるほか、理事長が特に指定する日

(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 業務上必要あるときは、前2条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。

(有給休暇)

第10条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間に20日間の年次有給休暇を受けることができる。ただし、年の途中で採用した者の年次有給休暇の日数は次表に定めるとおりとする。

採用した月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
休暇日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

2 前項の年次有給休暇に残日数がある場合は、10日を限度として翌年に限り繰り越すことができる。

3 職員は、年次有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ時期を明示して上司に届け出、承

認を受けるものとする。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに承認を受けるものとする。

- 4 前項の場合において、本団体の業務のため必要と認められるときは、年次有給休暇の時期を変更する場合がある。
- 5 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に必要が認められるときは、1時間を単位とすることができる。

(特別休暇)

第11条 職員は、前条に規定する年次有給休暇のほか、次に掲げる事由に該当する場合に、当該事由ごとに定められた期間につき、特別休暇を受けることができる。

事 由	期 間
(1) 本人が結婚するとき。	5日
(2) 配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が死亡した場合	10日
(3) 父母が死亡した場合	7日
(4) 子が死亡した場合	5日
(5) 祖父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡した場合	3日
(6) 三親等以内の親族（配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母を除く。）が死亡した場合	1日
(7) 父母の祭日	1日
(8) 本人が出産する場合	出産予定日前6週間 及び出産後8週間
(9) 実子が結婚する場合	3日
(10) 災害の発生、不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由がある場合	必要と認められる期間
(11) 職員が負傷し、又は疾病にかかった場合	医師の診断書又は証明に 基づき必要と認められる 期間
(12) 夏季休暇	3日

- 2 前項の場合において、葬祭のため遠隔の地に旅行する必要があるときは、これに要した時間を特別休暇の時間に加算することができる。
- 3 職員は、特別休暇を受けようとする場合は、あらかじめその事由及び期間を明示して上司に届け出、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかに承認を受けるものとする。

(出勤等)

第12条 職員は、出勤したときは、本人自ら出勤簿に押印しなければならない。

(出張)

第13条 職員は、業務のため必要あるときは出張を命ぜられることがある。

2 出張に関する手続き及び出張旅費については、理事長が別に定める。

第4章 給与

(給与)

第14条 職員の給与は、理事長が別に定めるところにより、これを支給する。

第5章 休職、退職及び解雇

(休職)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職とする。

- (1) 業務外の傷病により欠勤し、3か月を経過しても治癒しないとき。
- (2) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (3) 前各号のほか、特別の事情により休職させることが適当であるとき。

(休職の期間)

第16条 前条による休職の期間は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 前条第1号の場合 | 1年(結核性疾患の場合は2年) |
| (2) 前条第2号の場合 | 判決確定の日まで |
| (3) 前条第3号の場合 | その必要な期間 |

(復職)

第17条 休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。ただし、旧職務と異なる職務に配置することがある。

(育児休業)

第18条 職員の育児休業については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)及び人事院規則19-0を準用する。

(一般退職)

第19条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 休職を命ぜられた者が復職させられずに休職期間が満了したとき。

(退職願の提出)

第20条 職員が退職しようとする場合は、30日前に理事長に退職願を提出しなければならない。

2 職員は、退職を願い出たのち、退職について承認があるまでは、従前のとおり勤務しなければならない。

(解雇)

第21条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給して解雇する。

- (1) やむを得ない業務の都合による場合
- (2) 精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められる場合
- (3) 勤務成績又は能率が不良で就業に適しないと認められる場合

(解雇制限)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休養する期間
- (2) 産前産後の女子が休養する期間（産前6週間産後8週間）

(定年退職)

第23条 職員の定年は満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

- 2 業務上の都合により特に必要があると認めた者については、前項の規定にかかわらず延長することがある。

(退職手当)

第24条 職員が退職し、又は解雇されたときは、原則として、退職手当は支給しない。ただし、勤続が長期にわたる者、特に功績のある者等であって理事長が認めた者については、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの理事長が認めた者には、理事長が別に定めるところにより、退職手当を支給する。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第25条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、表彰するものとする。

- (1) 勤続10年以上の者
 - (2) 勤務成績が特に優秀で他の模範となる者
 - (3) 業務に関し有効適切な工夫をなし、業務能率の増進に寄与した者
 - (4) 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者
 - (5) その他表彰することを適当と認めた者
- 2 前項の表彰は、賞状のほか記念品等を授与して行うものとする。

(懲戒)

第26条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、減給又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 重要な経歴を偽り、その他不正手段によって就職した場合
- (2) 本規則に違反した場合
- (3) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 職員として、ふさわしくない非行のあった場合
- (5) 故意又は過失により基金に著しい損害を与えた場合

- (6) 協会の名誉、信用を傷つけた場合
- (7) 前各号に準ずる程度の不都合のあった場合
- 2 前項の懲戒は、その事由に従い、次のとおりとする。
 - (1) 戒 告 始末書を取り戒告する。
 - (2) 減 給 労働基準法第91条に定める制限の範囲内において給与を減額する。
 - (3) 懲戒解雇 予告なしに解雇する。

第7章 雑則

(健康診断)

第27条 職員は、本団体が毎年定期に行う健康診断を受けなければならない。

(火災予防等)

第28条 職員は、火災盗難等の予防に留意するとともに、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置を取り、直ちにその旨を担当者等に連絡し、その被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

(災害補償及び業務外の傷病扶助)

第29条 職員が業務上の理由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合、労働基準法の定めるところに従い、必要な療養を行い、必要な治療費を支給する。

- 2 職員が、業務上の理由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治癒した場合において、なお、身体に障害が存する場合、労働基準法の定めるところに従い、障害補償を行う。
- 3 職員が、業務上の理由又は通勤により死亡した場合、労働基準法の定めるところに従い、遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して遺族補償を行い、葬祭を行う者に対しては葬祭料を支払う。

(損害賠償)

第30条 職員が故意又は過失によって本基金に損害を与えた場合には、第26条の規定により懲戒を行うほか、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(細則)

第31条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、団体の設立の日から適用する。
- 2 本団体の設立年において採用された者の設立の年における年次有給休暇の上限は、第10条の規定に関わらず、次のとおりとする。

採用した月	7	8	9	10	11	12
休暇日数	8	7	5	3	2	0

女性のためのアジア平和国民基金会計処理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、女性のためのアジア平和友好基金定款第7条第1項の規定に基づき、本基金の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本基金の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本基金の会計は法令、定款及びこの規則の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

2 特別会計が複数ある場合は、収支予算及び収支決算において、それぞれの特別会計を特定するための名称を付する。

(会計年度)

第5条 本基金の会計年度は、定款に定める事業年度による。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本基金の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

(会計責任者)

第8条 会計責任者は事務局長とする。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 予算決算書類 | 永久 |
| (2) 会計帳簿、伝票 | 10年 |
| (3) 証拠書類 | 3年 |
| (4) その他の会計書類 | 1年 |

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第3章 予算

(目的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第11条 本基金の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て理事長が定める。

(予算の執行者)

第12条 予算の執行者は理事長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第14条 予算の執行に当たり、理事長が特に必要と認めたときは、小科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第15条 予備費を支出する必要があるときは、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第17条 この規則において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、総務部長とする。

(金銭出納)

第19条 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 領収証は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

3 支払は、会計責任者の承認を得て行う。

(預金及び公印管理)

第20条 預金の名義人は、会計責任者とする。

2 出納に使用する印鑑は、出納責任者が保管し、会計責任者が押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、理事長の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

2 前項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(定義)

第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額20万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第24条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び担保)

第26条 不動産登記を必要とする固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

第6章 物品

(定義)

第27条 物品とは、取得価格20万円未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理)

第28条 物品の管理のため台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決算

(計算書類の作成)

第29条 本基金は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び一般会計並びに特別会計に係る次の決算書類を作成し、監事の監査を経た後理事会の承認を得、主務官庁に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

第8章 雑則

(改廃)

第30条 本規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(細則)

第31条 本規則の施行に当たって必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、団体の設立の日から適用する。

〔第3号議案の1〕

平成7年度事業計画（案）

第1 方針

本基金は、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を行い、もって、平和で自由な社会の構築とアジア地域を始めとする世界の友好に寄与することを方針とする。

第2 事業計画

- (1) 女性アジア平和友好活動広報事業費等補助金による女性のためのアジア平和国民基金事業に関するキャンペーンの実施
- (2) 「女性のためのアジア平和国民基金」への助成・寄附金の募集
- (3) 元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施
- (4) 女性の名誉と尊厳を守るために行われる事業の実施
- (5) 本団体の法人化
- (6) その他本団体の目的のために必要な事業の実施

〔第3号議案の2〕

平成7年度収支計画（案）

平成7年4月1日から平成8年3月31日まで

1 収支計画（予算）

団体名 女性のためのアジア平和国民基金 （単位：千円）

収 入			支 出				
科目	区分	計 画 額	備 考	科目	区分	計 画 額	備 考
(一般会計) 女性アジア平和友好活動 広報事業費等補助金		481,485	(平成7年度女性アジア平和友好活動広報事業費等補助金を申請)	(一般会計) 一 般 事 務 費		41,978	
				人 件 費		14,346	
				諸 謝 金		11,718	
				庁 費		15,914	
				運 営 審 議 会 経 費		12,646	
				諸 謝 金		6,372	
				庁 費		6,274	
				キャンペーン関連事務費		7,789	
				海外事情調査費		5,929	
				キャンペーン事業費		413,143	
				予 備 費		未 定	
その他		未 定		小 計		未 定	
(女性のためのアジア平和国民基金特別会計) 国民的な助成・募金		未 定		(女性のためのアジア平和国民基金特別会計) 元従軍慰安婦への国民的償いを表す事業		未 定	
(女性の名誉と尊厳を守るための事業特別会計) 女性のためのアジア平和国民基金特別会計からの繰入		未 定		女性の名誉と尊厳を守るための事業特別会計へ繰入		未 定	
その他		未 定		(女性の名誉と尊厳を守るための事業特別会計) 女性の名誉と尊厳を守るための事業		未 定	
合 計		未 定		合 計		未 定	

〔借入限度額〕短期借入金 60,000千円以内

2 基本財産（又は基金）の調達計画 （単位：千円）

調達先	年度	平成7年度
寄附等		未 定

1

要求 番号	事 項	前 年 度 予 算 額	標 準 的 経 費	新 規 要 求 額	新規要求 査 定 額	概 算 査 定 額	対前年度 比較増△減	備 考
95016-2715-16	女性アジア平和友好 活動広報事業費等補 助金	0	0	535,011		481,485	481,485	元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 (一) (一) (一) (一) (一) 予算額 ー ー ー ー ー 決算額 ー ー ー ー ー 1. 一般事務費 41,978(0) (1)人件費 14,346(0) ア課長相当 10級 1人 @9,559,129 9,559(0) イ係長相当 4級 1人 @4,786,996 4,787(0) (2)諸謝金 ア調査員謝金 @ 7,750 6人 21日 12月 11,718(0) (3)庁 費 15,914(0) ア備品費 1,946(0) (ア)ファクシミリ @793,000 1.03 817(0) (イ)ワードプロセッサ @228,00 1.03 235(0) (ウ)両袖机(課長用) @103,600 1.03 0.9 96(0) (エ)平机 3台 @ 33,900 1.03 0.9 94(0) (オ)回転椅子 4台 @ 42,400 1.03 0.9 157(0) (カ)応接セット @590,000 1.03 0.9 547(0) イ消耗品費 687(0) (ア)一般消耗品 2人 12月 @14,289 1.03 353(0) (イ)和紙用紙 6箱 12月 @ 4,500 1.03 334(0) ウ通信運搬費 2,551(0) (ア)電話料 2本 @ 75,490 151(0) (イ)通話料 2本 12月 @100,000 2,400(0) エ借料及び損料 8,396(0) (ア)事務室借料 100㎡ 12月 @19,350/坪 0.3025 1.03 7,235(0) (イ)ゼロックス借料 12月 @ 93,900 1.03 1,161(0) オ賃 金 事務補助員 2人 21日 12月 @4,630 2,334(0)

要求 番号	事 項	前年度 予算額	標準的 経費	新規 要求額	新規要求 査定額	概算 査定額	対前年度 比較増△減	備 考
								5. キャンペーン事業費 413,143(0) (1)庁費 413,143(0) ア消耗品費 募金箱 20,000個 @500 10,000(0) イ印刷製本費 614(0) (7)ポスター 20,000枚 @25.74 515(0) (4)チラシ 50,000枚 @ 1.97 99(0) ウ通信運搬費 ポスター送料 3,239市町村 47県 @820 2,695(0) エ雑役務費 広告料 399,834(0) (7)テレビ 209,110(0) V局ポト電波料 (48局) 2回 7日 @7,415,000 103,810(0) U局ポト電波料 (72局) 2回 7日 @7,294,000 102,116(0) プリント費 120局 @3,200 384(0) 制作費 @2,800,000 2,800(0) (4)新聞(突出し) 154,082(0) 中央5紙 7日 @6,302,000 1.03 45,437(0) ブロック3紙 7日 @1,671,600 1.03 12,052(0) 地方53紙 50紙 7日 @280,000 0.95 1.03 95,893(0) 原稿制作費 @700,000 700(0) (7)雑誌 18,220(0) 週刊誌8誌 8誌 3回 @730,000 17,520(0) 原稿制作費 @700,000 700(0) (エ)横断幕 18,422(0) 作成費 61ヶ所 @192,000 11,712(0) 取付け・保守 61ヶ所 @110,000 6,710(0)

入 口

長坂事務局長

安西
総務部長

谷野外政審議室長
(オブザーバー)

山口様

東外政審議室
審議官
(オブザーバー)

橋本様

有馬様

金平様

金田様

設立集

拝啓 盛夏の候、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

「女性のためのアジア平和国民基金」事業につきまして、日頃からその趣旨を御理解御賛同賜り心より御礼申し上げます。

七月二十七日付けをもちまして女性のためのアジア平和国民基金理事長に就任いたしましたことを御報告申し上げます。今後とも、皆様方のより一層のお力添えを賜りつつ、基金が所期の目的を果たすことができますよう微力を尽くしてまいる所存であります。

また、本基金は、過日、皆様方の御尽力により無事発足いたしましたことができました。つきましては、本基金の発足に御尽力賜りました皆様方にごあいさつ申し上げたく、左記のとおり設立の集いを設けることといたしましたので御案内申し上げます。御多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、何卒、万障お繰り合わせの上御出席賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方の益々の御発展を祈念いたしますとともに、今後とも御指導御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

一、日 時 平成七年八月一日(火) 十七時〇〇分から
一、場 所 東條會館 インベリアル・パレス二階 千鳥の間

〔東京都千代田区麹町一―十二(地図参照)
電話(〇三)三二六五―五二二(代表)〕

平成七年七月二十七日

女性のためのアジア平和国民基金理事長 原 文兵衛

様

「女性のためのアジア平和国民基金設立の集い」招待者一覧

〔呼びかけ人〕

赤	松	良	子	様
芦	田	甚	之	様
衛	藤	瀧	助	様
大	来	壽	古	様
大	鷹	淑	子	様
大	沼	保	子	様
岡	本	行	昭	様
加	藤	夕	夫	様
下	村	満	千	様
鈴	木	健	子	様
須	部	量	二	様
高	橋	祥	三	様
鶴	見	俊	起	様
野	田	愛	輔	様
野	中	邦	子	様
萩	原	延	子	様
三	木	睦	壽	様
宮	崎		子	様
山	本		勇	様
和	田	春	正	様
			樹	様

〔基金役員〕

有	馬	真	喜	子	様
根	本	庸		夫	様
金	田	一		郎	様
金	平	輝		子	様
堀	田			力	様
山	口	達		男	様
鷲	尾	悦		也	様
橋	本			豊	様

(基金運営審議会委員)

櫻	庭	孝	典	様
高	崎	宗	司	様
中	島		滋	様
橋	本	ヒロ	子	様
林		陽	子	様
横	田	洋	三	様

(与党戦後50年問題プロジェクト関係)

虎	島	和	夫	先生
上	原	康	助	先生
荒	井		聡	先生
武	部		勲	先生
衛	藤	展	一	先生
住		博	司	先生
荒	井	広	幸	先生
狩	野		安	先生
浦	田		勝	先生
田	口	健	二	先生
早	川		勝	先生
穂	山		篤	先生
竹	村	泰	子	先生
清	水	澄	子	先生
田	中		甲	先生

自由民主党事務局 御中

日本社会党事務局 御中

新党さきがけ事務局 御中

(関係省庁)

内閣総理大臣	村山富市	様
内閣官房長官	五十嵐 広三	様
内閣官房副長官	園田博之	様
内閣官房副長官	古川 貞二郎	様

内閣外政審議室長 谷 野 作太郎 様
内閣外政審議室 御中
首席内閣参事官 太 田 義 武 様
総理府次長 高 岡 完 治 様
内閣総理大臣官房審議官 平 野 治 生 様
内閣総理大臣官房会計課長 吉 井 一 弥 様
内閣総理大臣官房男女共同参画室長 名 取 はにわ 様
官邸報道室 御中
警察庁長官官房長 菅 沼 清 高 様
警察庁長官官房総務課長 黒 澤 正 和 様
法務省入国管理局長 塚 田 千 裕 様
法務省人権擁護局長 箕 康 生 様
法務省人権擁護局総務課長 坂 井 靖 様
法務大臣官房審議官 木 原 武 久 様
外務省総合外交政策局長 柳 井 俊 二 様
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長 川 田 司 様
外務省条約局法規課長 鶴 岡 公 二 様
外務省アジア局参事官 小 野 正 昭 様
外務省アジア局地域政策課企画官 山 本 栄 二 様
外務省アジア局北東アジア課長 別 所 浩 郎 様
外務省アジア局中国課長 佐 藤 重 和 様
外務省アジア局南東アジア二課長 松 富 重 夫 様
大蔵省大臣官房審議官 若 林 良之助 様
大蔵省主計局次長 林 正 和 様
大蔵省主計局主計官 長 尾 和 彦 様
大蔵省主計局主査 富 永 哲 夫 様
大蔵省主税局税制第一課長 木 村 幸 俊 様
文部省学術国際局長 林 田 英 樹 様
文部省学術国際局国際企画課長 本 間 政 雄 様
厚生省社会・援護局長 佐々木 典 夫 様
厚生省社会・援護局企画課長 紺 矢 寛 朗 様

郵政省貯金局長 木 村 強 様

郵政省郵務局長 加 藤 豊太郎 様

郵政省郵務局切手文通振興課長 根 本 典 夫 様

(厚生団体)

日本赤十字社社長 山 本 正 淑 様

日本赤十字社副社長 近 衛 忠 輝 様

日本赤十字社 青木総務局長 殿

日本赤十字社企画広報室長 田 島 弘 様

日本赤十字社企画広報室企画主幹 相 良 秀 夫 様

日本赤十字社事務局救護・福祉部次長 根 本 嘉 昭 様

全国社会福祉協議会会長 翁 久次郎 様

全国社会福祉協議会事務局長 松 寿 庶 様

NHK厚生文化事業団 笠井常務理事 殿

朝日新聞東京厚生文化事業団 鶴沢常務理事 殿

産経新聞大阪新聞大阪厚生文化事業団 長尾専務理事 殿

読売光と愛の事業団 伊藤理事 殿

毎日新聞東京社会事業団 藤本常務理事 殿

秋川 330

原理事長就任を期してのアジア女性基金「設立懇親会」

車出

0301371102

(シナリオ)

平成7年8月1日

16:30 役員顔合わせ

有馬代行の司会にて各自自己紹介。その後自由討議。

16:45 理事長記者会見

有馬代行同席。

17:00～ 「設立懇親会」 (18:00まで)

(司会 有馬代行)

- ・理事長ごあいさつ
- ・乾杯とごあいさつ (官房長官)
- ・懇談 (ビール、ソフトドリンク、クラッカー程度)
- ・ (17:50～ 総理ごあいさつ)
- ・閉会 (司会 (有馬代行))

総務 3265-0771

経理 3971-4577

基金 3383-9366

事務局 3265-5111 1201マールビル2F 4号机

未定稿

原理事長就任を期してのアジア女性基金「設立懇親会」

(シナリオ)

平成7年8月1日

於) 東条会館

17:00頃～ 「設立懇親会」開会(開始の際、人の集まりを御勘案下さい。)

(有馬代行) 本日は、皆様お忙しいところ、お集まり頂きありがとうございます。それでは、「女性のためのアジア平和国民基金」設立の懇親会を開催致します。

最初に、アジア女性基金が、先月、原(はら)前参議院議長を理事長として設立されましたことを御報告申し上げます。

本基金の設立に関しましては、昨年8月の村山総理談話の発表以来、与党戦後50年問題プロジェクトの先生方、アジア女性基金の呼びかけ人の方々、村山総理、五十嵐官房長官ほか他政府関係者の皆様など、数多くの方々に御尽力頂きました。一つの目的に向かって、いろいろな方々に、いろいろな形で、御努力頂いた訳ですが、これまで関係の皆様方全員にお集まり頂いたことは一度もなかったと存じます。本日は、基金の設立を記念して、皆様に懇談頂く場を設けようと考えたものです。どうぞ、この趣旨を御理解頂き、御懇親を深めて頂ければと存じます。

それでは、まず最初に、原文兵衛アジア女性基金理事長より、挨拶をお願い致します。

(原理事長より挨拶)

(有馬代行) 原理事長どうもありがとうございました。

申し遅れましたが、本日の司会は、私、理事長代行の有馬が務めさせていただきます。

続いて、本基金設立のため、これまで大変な御尽力をされました五十嵐官房長官が来賓としてみえていますので、五十嵐官房長官より、乾杯の御挨拶をお願いしたいと思います。

(五十嵐官房長官より乾杯の御挨拶)

(有馬代行) 五十嵐官房長官ありがとうございました。

それでは、皆様ごゆっくり御歓談下さい。なお、本日5時50分位に村山総理もみえられる予定です。

17:50頃 村山総理到着

(有馬代行) それでは、村山総理がいらっしゃいましたので、総理よりも一言御挨拶を頂きたいと思います。総理、お願い致します。

(村山総理より御挨拶)

(有馬代行) 総理どうもありがとうございました。

それでは、残り時間が少なくなってまいりましたが、なおしばらくの間、御歓談下さい。

18:00頃

(有馬代行) 御歓談中のところ、大変恐縮でございますが、時間がまいりましたので、本日の懇親会を閉会とさせていただきます。本日は、皆様お忙しいところ、誠にありがとうございました。今後とも、基金の成功のため、皆様の御理解と御協力を頂けますよう切にお願いいたしまして、閉会の言葉とさせていただきます。

基金

改訂版

原理事長就任を期しての基金設立懇親会出席予定者
(基金関係者)

7. 7. 31 現在

○ 呼びかけ人

✓ 赤松様 (5 : 30 頃退席)

(大来様?)

大鷹様

大沼様

下村様

高橋様

野中様

和田様

○ 役員

有馬代行 (4 : 30 ~)

榎本理事 (4 : 30 ~)

金田理事 (4 : 30 ~)

✓ 金平理事 (4 : 30 ~ 5 : 00)

(下村理事 (前掲) (4 : 30 ~))

橋本理事 (4 : 30 ~)

(堀田理事 (顔を出す予定))

山口理事 (4 : 30 ~)

(鷲尾理事?)

○ 運営審議会委員

饗庭委員

(有馬委員 (前掲))

高崎委員

林委員 (5 : 30 以降)

平成7年8月1日

於：東条会館

原理事長記者会見冒頭発言要旨（案）

1. 冒頭御挨拶

- 27日付けで、「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）の理事長に就任した。
- 本日は、暑い中、基金の設立懇親会にお集まり頂き感謝。
- アジア女性基金は、国民の皆様の御理解と御協力の上に、活動を行っていくもの。このような機会を通じて、今後とも、プレスの皆さんと懇談していきたいと考えている。本日は、理事長就任後、最初の記者会見であり、私の理事長としての所信を述べたい。

2. 基金設立の意義

〔意義〕

- 戦後50年を迎える本年、かつていわゆる従軍慰安婦として辛酸をなめられた犠牲者の方々に対し、お詫びと反省の気持ちから国民的な償いを表す国民基金が、先月、ようやく設立に至ったことは誠に意義深いことと思料。これは、呼びかけ人の方々、与党戦後50年問題プロジェクトのメンバーである議員の方々、村山総理、五十嵐官房長官以下の政府の方々の御尽力によるものと考えており、その意図を体现するために全力を尽くしたい。

〔償い〕

- 戦後50年を迎え、私たち日本国民一人一人が、彼女たちの痛みをしっかりと受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるように最大限の力を尽くすことが大切と考えており、そのような我々の償いの気持ちを彼女たちにお届けしたい。

〔女性尊厳〕

- 本国民基金は、このような活動とともに、今日の女性の名誉と尊厳の侵害の問題に取り組むこととしているのは、御承知のとおり。元慰安婦の方々に対し償いを表す事業の重要性はいうまでもないが、私は、基金のもう一つの柱である、女性の名

誉と尊厳に関わる事業も非常に重要と考えている。事業の具体的な中身はこれから、運営審議会などで詰めてもらうこととなるが、例えば、残念ながら、今日のわが国において、暴力の被害を受けたアジアの女性の方々がたくさんいらっしゃる。本国民基金が、政府の協力の下、そのような方々に対して行われる活動を支援することは、わが国の品位という点からみても重要であると認識。

〔抱負〕

- このような重要な目的を行うための基金の理事長として、本国民基金設立の趣旨をしっかりと実現しなければならないと考えている。

3. 今後の活動

- 現在、国民の皆様へのキャンペーン開始の準備を行っており、国民への呼びかけの方法（新聞、雑誌、テレビへの広告）について案を練るとともに、募金活動の方法について詰めを行っている。
- 募金活動を行っている間に、その後の2つの柱となる活動、即ち、元慰安婦の方々への国民的な償いを表す事業、女性の名誉と尊厳に係る事業について、運営審議会の皆さんの御意見をうかがいつつ、事前の準備を行っていききたい。
- 本国民基金には、残念ながら、立場を異にされる方々がおられ、呼びかけ人の方々の中には、いやがらせを受けられた方がいると聞いている。

これは、これまで、本国民基金の趣旨につき、十分な周知・広報活動を行うことができなかったことがその原因の一つと考えている。今後は、広報活動等を通じ、広く国民の御理解と御協力を得るとともに、政府とも協力しながら、関係の団体やNGOとも対話を行っていききたい。

4. 結語

- 国民基金の成功には、プレスの皆さんの御理解を得ることが不可欠と考えている。今後とも宜しく願いたい。

「女性のためのアジア平和国民基金設立懇親会」取材要領

「女性のためのアジア平和国民基金設立懇親会」の取材は、下記要領に基づいて行ってください。

記

- 1 ペン記者の方は徽章を、カメラの方は腕章を必ずお着けの上、受付にてお渡ししたリボンも確認しやすいところに必ずお着けください。なお、リボンは退室の際、受付までご返却願います。
- 2 誠に勝手ながら、カメラ取りについては、原理事長の記者会見(16:45~17:00)のほか、懇親会場での撮影時間は次の3回のみとさせていただき、その他の時間は記者待合室で待機願います。
 - ア 開会~原理事長開会あいさつ~五十嵐官房長官あいさつ(17:00~17:10目途)
 - イ 村山総理大臣あいさつ(17:50~17:55目途)
- 3 以上の取材時には、係員が指定した場所で取材されるようお願いいたします。

(原理事長就任を期しての「設立懇親会」用)

平成7年8月1日 17:00～ 於:東条会館

総理より御発言頂きたい事項

1. 原理事長就任

「女性のためのアジア平和国民基金」の理事長へ原文兵衛前参議院議長が就任された。

原理事長は、在サハリン「韓国人」問題などで御活躍され、又、人格、識見等大変秀れた方であり、大変強い。

2. 元慰安婦に国民的な償いを表す行為の重要性

元慰安婦として、心身に癒しがたい傷を負われた方々に対し、心からの深い反省とお詫ひの気持ちから、国民的な償いを表すことは極めて重要。昨年8月の私の談話も、そのような私の気持ちを表したもの。

3. 基金への政府の支援

いよいよ、基金が発足。女性をめぐる今日的な問題への取組みも含め、基金がその所期の目的を達成することを強く期待。政府としても、このために存分の協力をおしまない所存であり、私の「あいさつ」を発表したところ。